

公募型プロポーザル実施の公示

2024年8月28日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業(広域周遊観光促進事業)
「The Origin of Japan, KANSAI」関西のサステナブル・ツーリズム推進事業

(2) 事業の目的

2025年開催の大阪・関西万博に向けて、またそれ以降についても継続して関西が世界の人々に旅行の目的地として選ばれ、関西の価値が共感される「グローバル・ツーリズム・デスティネーション」を目指すために、一般財団法人関西観光本部(以降、当本部という)は、サステナブル・ツーリズムに取り組んでおり、R4～6年度の3か年計画で推進している。

初年度のR4年度は、関西一円のサステナブルコンテンツ情報の収集及び地域への磨き上げ助言等を実施し、土台づくりを地域とともに行った。R5年度は、大阪府・京都府・兵庫県・福井県・三重県・鳥取県の6府県において地域周遊・長期滞在を促進させるサステナブル・ツーリズム造成に着手した。ツーリズム造成2年目となる今年度は、滋賀県・奈良県・和歌山県・徳島県の4県を含む地域において地域周遊・長期滞在を促進させるべく、サステナブル・ツーリズム造成を行う計画である。

2025年大阪・関西万博のインバウンド来場者を念頭に大阪を起点としたコースや、京都中心部に代表される訪日外国人旅行者のオーバーツーリズム未然防止策として京都を起点としたその他地域へプラスワントリップを行うツーリズムを造成し、地域周遊・長期滞在する意欲を喚起する。また、サステナブル・ツーリズム3か年計画を完遂させ、関西10府県全域を網羅することで、訪日外国人旅行者のサステナブルな旅行の選択肢を増やす。

(3) 事業の概要

- ①サステナブルをテーマにした旅行商品プランの企画開発
 - ②関西のサステナブル・ツーリズムWEBページ制作
 - ③旅行商品プランのOTAでの販売
- 詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

6,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 加藤

メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2024年8月28日(水)から2024年9月10日(火) 17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/08/募集要領_k240828.pdf

仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/08/仕様書_k240828.pdf

評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/08/評価要領_k240828.pdf

評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/08/評価基準_k240828.pdf

様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/08/様式_k240828.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2024年9月10日(火) 17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本(社名あり)・副本(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本(社名あり)1部・副本(社名なし)5部を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2024年9月4日(水) 17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案の審査

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上